

（制動灯）

**第62条の4** 原動機付自転車の後面には、制動灯を備えなければならない。

- 2 制動灯は、原動機付自転車の後方にある他の交通に当該原動機付自転車が制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 4 制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該制動灯については前2項の基準は適用しない。